

山口県報

平成21年
12月15日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 二

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (五件) (厚政課) 三

保安林の指定 (萩市) (森林整備課) 五

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課) 五

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 五

種番証明書の交付 (畜産振興課) 六

下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 六

選管告示

政治団体の名称等 六

政治団体の異動事項 七

解散等に係る政治団体の名称等 七

資金管理団体の異動事項 七

政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等 七

山口県告示第四百五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年十二月十五日から平成二十二年一月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 武田薬品工業株式会社
住 所 大阪市中央区道修町四丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 武田薬品工業株式会社光工場
所在地 光市大字光井四七二〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (m^3 /日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 隔 隔 時 日 の 使用 間 間 変 動 の 概 要
四七七八	二・四	平成二一、 一、一〇	平成二一、 四、一〇	平成二一、 四、二五	連 続 二 時 間 変 動 な し

備考 「四七七八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

山口県告示第四百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関 成

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・九	通 常 最 大	八・七	通 常 最 大	九五七三九
八・五	通 常 最 大	二・四	通 常 最 大	一〇七、一六四
		二・八	通 常 最 大	
		一五	通 常 最 大	
		検出せず	通 常 最 大	
		一三	通 常 最 大	
		二四	通 常 最 大	
		一・〇八	通 常 最 大	
		三・二	通 常 最 大	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類 クラリファイヤー (二基)	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		処理前	処理後	
	水素イオン濃度 (水素指数)	六	通 常 最 大	一九九五九
	化学的酸素要求量 (mg/l)	五・九	通 常 最 大	二二、三八七
	浮遊物質量 (mg/l)	四〇	通 常 最 大	
	鉍油類 (mg/l)	検出せず	通 常 最 大	
	窒 素	六二	通 常 最 大	
	磷	八七	通 常 最 大	
		七・八二	通 常 最 大	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類 クラリファイヤー (二基)	構 造 鉄筋コンクリート	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式 凝集沈殿	間 隔 時間 連 続	一 日 当 た り の 使 用 時 間 二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求 変 動 な し	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
		一八〇〇〇					(既)		(設)

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類 四七七八	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	磷 (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		通 常 最 大	通 常 最 大					
七		八・六	八〇〇	一、〇〇〇	五	一〇	〇・五	一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

医療機関名	所在地	廃止年月日
野中耳鼻科	宇部市西本町一丁目一番四二号	平成一九、三、三一
中央クリニック柴田医院	山口市中央五丁目一番三二四号	平成二一、九、三五
医療法人大樹やまが歯科医院	周南市上遠石町一番五一号	六、三〇
しいぎ歯科クリニック	政所三丁目四番一三三号	一、一
小串薬局	宇部市東小串二丁目一番一五号	九、三〇
サコタ薬局	松島町二番三三三号	〃
ほのぼの薬局	山口市大内御堀九三七の二	〃
星薬局	下松市大手町一丁目四番二二二号	〃
水西薬局	岩国市川西二丁目七番四九号	〃
レインボー薬局	光市浅江三丁目一七番二〇号	〃
きらきら薬局	周南市大字久米三一九九の二二	〃

指定訪問看護事業者等 主たる事務所 の所在地	訪問看護ステーション等 の所在地	廃止年月日
社会福祉法人相 清福祉会	山口市鑄銭司二 三六一の三	平成二〇、 八、三一
さきがけ訪問看護ステーション	山口市鑄銭司二 三六一の三	〃

山口県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

医療機関名	所在地	指定年月日
野中耳鼻科	宇部市西本町一丁目一番四二号	平成一九、四、一
医療法人大樹ほたるの里歯科医院	周南市大字湯野一〇九の二二	平成二一、七、〃
小串薬局	宇部市東小串二丁目一番一五号	一〇、〃
サコタ薬局	松島町二番三三三号	〃
ほのぼの薬局	山口市大内御堀九三七の二	〃

星薬局	下松市大手町一丁目四番二二二号	〃
水西薬局	岩国市川西二丁目七番四九号	〃
レインボー薬局	光市浅江三丁目一七番一〇号	〃
きらきら薬局	周南市大字久米三一九九の二二	〃
えきまえ薬局	有楽町二三	一、〃

山口県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称 所在地	事業 種類	廃止年月日
株式会社オ フィスエムズ	山陽小野田市 大字山川二〇 八の三	認知症 対応型 通所介 護	平成二一、 三、三一
株式会社オ フィスエムズ	山陽小野田市 大字山川二〇 八の三	認知症 対応型 通所介 護	〃

介護予防事業者 氏名又は 住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名称 所在地	事業 種類	廃止年月日
株式会社オ フィスエムズ	山陽小野田市 大字山川二〇 八の三	介護予 防認知 症対応 型通所 介護	平成二一、 三、三一
株式会社オ フィスエムズ	山陽小野田市 大字山川二〇 八の三	介護予 防認知 症対応 型通所 介護	〃

山口県告示第四百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 名称	所在地	事業の 種類	指定年月日
合同会社釜さ ん家	宇部市岬町一 丁目六番一七 号	デイサービス 釜さん家	宇部市岬町一 丁目六番一七 号	通所介 護	平成二一、 一〇、 一
有限会社ゆう 温泉	岩国市由宇町 七七七	ゆの里デイ サービスセン ター	岩国市由宇町 南沖一丁目一 〇番二五―二 号	"	"
株式会社シノ ハラ	山陽小野田市 大字小野田二 四の一二	よりあい処本 山デイサービ スセンター	山陽小野田市 大字小野田一 二七の一	"	"
日本基準寝具 株式会社	広島市安佐南 区大町東二丁 目一五番二号	日本基準寝具 株式会社周南 営業所	周南市大字久 米八五二の二	福祉用 具貸与	"

山口県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業 名称	所在地	指定年月日
有限会社渡辺薬 局	岩国市今津町四 丁目三番二号	有限会社渡辺薬 局在宅ケアサ ービス	岩国市麻里布町 二丁目一番九号	平成二〇、 七、 一
株式会社えが お	周南市新地町九 番一〇号	えが お	周南市新地町九 番一〇号	平成二一、 一〇、 "

山口県告示第四百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

特定福祉用具販売事業者 名称	主たる事務所 の所在地	特定福祉用具販売事業 名称	所在地	指定年月日
日本基準寝具株 式会社	広島市安佐南区 大町東二丁目一 五番二号	日本基準寝具株 式会社周南営業 所	周南市大字久米 八五二の二	平成二一、 一一、 一

山口県告示第四百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業 名称	所在地	事業の 種類	指定年月日
合同会社釜さ ん家	宇部市岬町一 丁目六番一七 号	デイサービス 釜さん家	宇部市岬町一 丁目六番一七 号	介護予 防通所 介護	平成二一、 一〇、 一
社会福祉法人 紫雲会	萩市大字吉部 一三三〇一の 一	むつみ園デイ サービスセン ター	萩市大字吉部 一三三〇一の 一	"	"
株式会社シノ ハラ	山陽小野田市 大字小野田二 四の一二	よりあい処本 山デイサービ スセンター	山陽小野田市 大字小野田一 二七の一	"	"
日本基準寝具 株式会社	広島市安佐南 区大町東二丁 目一五番二号	日本基準寝具 株式会社周南 営業所	周南市大字久 米八五二の二	介護予 防福祉 用具貸 与	"

山口県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

特定介護予防福祉用具販売事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所 名 称	所 在 地	指定年月日
日本基準寝具株 式会社	広島市安佐南区 大町東二丁目一 五番一号	日本基準寝具株 式会社周南営業 所	周南市大字久米 八五二の二	平成二一、 一一、一

山口県告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林の所在場所
萩市相島字於市ケ森一八五、一八九、一九〇の一
 - 二 指定の目的
風害の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百六十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十九年山口県告示第千十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

乙瀬(1)地区に関する部分二区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を市道小瀬二号線南側境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	小 瀬	乙 瀬	一一六九の一	一号
"	"	"	一四〇一	二号
"	"	"	一四〇一	三号
"	"	"	七九二	四号
"	"	"	七九七	五号
"	"	"	八〇三の一	六号
"	"	"	一一九五	七号
"	"	"	八一六	八号
"	"	"	八一八	九号
"	"	"	八二〇	十号
"	"	"	一一三二	十一号
"	"	"	一一二七	十二号
"	"	"	一一六九の一	十三号



(三七八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十一年七月三十一日山口県公告（二四五）に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年十二月十五日から平成二十二年一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 まなが倉庫宇部店
所在地 宇部市中央町三丁目一九六〇の三
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(三七九) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第一号の種畜証明書を交付しました。
平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

種畜証明 番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
平二一山口県五月晴 臨(〇七子山黒二〇〇七六四一八黒毛和種 第一号(四)			平成一九、 八、一〇	山口県一級	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター	

(三八〇) 下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第五号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年十二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
下関都市計画道路三・四・五十五勝谷形山線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第六六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年十二月十五日

山口県選挙管理委員会事務課長 上 符 正 顯

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備 考 (届出 年月日)
慶会	松葉 正志	加藤 麻衣	柳井市南町1丁目16番 6号		平成21、 11、16
五十嵐仁美後援 会	若木 勝利	小田 勇	萩市大字権4160の4		" " 10
いそへ孝義後援 会	磯部 孝義	磯部さおり	下松市大字東豊井902 の1		" " 17
若田コノ後援会	中本 栄	梅林 和江	柳井市中央3丁目6番 16号		" " 2
大田たける後援 会	原田 正晔	原田 正晔	山口市下小崎2836の222		" " 24
河村哲也後援会	片山 利行	河村 達	柳井市神代4183の7		" " 16
河村みつお後援 会	河村 満生	明石 優	熊毛郡上関町大字室津 665の13		" " 30
清水あきと後援 会	山本 和之	清水 恵子	萩市大字堀内2100の24		" " "
てるあきサポー ターズ	藤田 政夫	亀井 英夫	山口市陶4963		" " 16
永田憲男後援会	永田 憲男	永田 春美	下松市栄町1丁目1番 7号		" " 5
広中ひであき後 援会	松林 和弘	広中はるみ	岩国市美和町西畑140 の3		" " 11
松本周一後援会	松本 周一	松本 勝子	柳井市大畠916		" " 12

山口県選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年十二月十五日

山口県選挙管理委員会 選挙管理委員会 選挙管理委員会

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
久保田きみ子後援会	事務所	宇部市大字西岐波229の3338	宇部市大字西岐波5176の6	平成21、11、11
渡辺純忠後援会	"	山口市中河原町4番5号	山口市緑町5番11号	" " 17

山口県選挙管理委員会告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七十七条第一項の規定による届出があった選挙区に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年十二月十五日

山口県選挙管理委員会 選挙管理委員会 選挙管理委員会

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県内航海運支部	藤井 英雄	中村 龍雄	周南市築港町13番38号	平成21、11、9
明日の山口を創造する会	守田 干浪	今澄 昭雄	山口市大内矢田193の1	" " 26
川村博通後援会	川村 博通	池田 清宏	山陽小野田市新生2丁目10番8号	" " 1
十分な情報と説明を求める会	中務智恵子	岩佐 謙三	" 中央4丁目3番24号	" 10、27

山口県選挙管理委員会告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出

があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十一年十二月十五日

山口県選挙管理委員会 選挙管理委員会 選挙管理委員会

資金管理団体の異動事項の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動内容		備考 (年月日)	
			異動事項	新		
久保田后子	宇部市長	久保田きみ子後援会	公職の種類 事務所	宇部市長 宇部市大字西岐波229の3338	山口県議会議員 宇部市大字西岐波5176の6	平成21、11、11
						" " 4

山口県選挙管理委員会告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十一年十二月十五日

山口県選挙管理委員会 選挙管理委員会 選挙管理委員会

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考 (資金管理団体でなくなった旨の届出年月日)
		名称	主たる事務所の所在地	
川村 博通	山陽小野田市議会議員	川村博通後援会	山陽小野田市新生2丁目10番8号	平成21、11、9

平成二十一年十二月十五日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁